

平成 22 年 12 月 28 日

(仮称) 川崎製作所工場建替事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 48 号)第 25 条第 1 項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
三菱化工機株式会社  
取締役社長 山中 菊雄  
川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
(仮称) 川崎製作所工場建替事業  
川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成 22 年 12 月 28 日 (火)
- 4 問い合わせ先  
三菱化工機株式会社 事務部  
電話番号 044-333-5362

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

# **（仮称）川崎製作所工場建替事業に係る条例環境影響評価審査書**

**平成 2 2 年 1 2 月**

**川 崎 市**

はじめに

（仮称）川崎製作所工場建替事業（以下「指定開発行為」という。）は、三菱化工機株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区大川町 2 番 1 号の同社川崎製作所の敷地約 5.2 ha において、油清浄機（S J）及び遠心分離機、ろ過機等の産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等を建て替えるものである。なお、製品製造工場の規模（生産能力）は、既存施設と同規模である。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 22 年 10 月 22 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：三菱化工機株式会社

代表者：取締役社長 山中 菊雄

住 所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)川崎製作所工場建替事業

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項及び同表備考の2(1)の適用により第3種行為に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区大川町2番1号

区域面積：約51,843㎡

用途地域：工業専用地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目 的

油清浄機（S J）及び産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等の建替え

イ 土地利用計画

土地利用区分	面積(m <sup>2</sup> )	構成比	備 考
生産施設	約 14,760	28.5%	新設 2 棟 (SJ 工場・産機工場)
事務所	約 3,044	5.9%	既設 4 棟 (本館・システム管理・別館・研究本館)
研究施設	約 721	1.4%	既設 1 棟 (研究第 1 実験工場)
食 堂	約 570	1.1%	新設
薬品庫等倉庫	約 228	0.4%	
その他施設	約 363	0.7%	内、新設 338 m <sup>2</sup> (変電所・守衛室等)
緑化地	約 12,971	25.0%	既存緑化地 (約 1,470 m <sup>2</sup> ) 含む
駐車場	約 1,900	3.7%	
その他区域	約 590	1.1%	神社・廃棄物保管場所・排水処理施設等
車 路	約 9,900	19.1%	
空 地	約 6,796	13.1%	資材置場等
合 計	約 51,843	100.0%	

## ウ 建築計画等

施設種類・名称	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	最高高さ (m)	備考	
新設	S J 工場	約 8,450	約 16,670	S 造	地上 2 階	約 18.1	生産施設
	産機工場	約 6,310	約 6,310	S 造	地上 1 階	約 21.6	生産施設
	食堂棟	約 570	約 1,710	R C 造	地上 3 階	約 12.2	—
	薬品庫等倉庫	約 30	約 30	S 造	地上 1 階	約 4.8	塗料油庫
	その他施設	約 338	約 576	R C 造	地上 1～2 階	約 8.4	変電所・守衛室等
	新設施設 計	約 15,698	約 25,296	—	—	—	—
既設	事務所	約 3,044	約 10,033	R C 造	地上 2～4 階	約 14.8	本館・別館・システム管理・研究本館
	研究施設	約 721	約 933	S 造	地上 1～2 階	約 17.2	研究第 1 実験工場
	薬品庫等倉庫	約 198	約 453	S 造	地上 1～2 階	約 10.9	図庫棟・薬品庫・油庫
	その他施設	約 25	約 25	C B 造	地上 1 階	約 3.4	—
	既設施設 計	約 3,988	約 11,444	—	—	—	—
施設 合計	約 19,686	約 36,740	—	—	—	—	
敷地面積	約 51,843 ㎡						
建ぺい率	$19,686 \text{ ㎡} \div 51,843 \text{ ㎡} \times 100 = \text{約 } 38.0\%$						
容積率	$36,740 \text{ ㎡} \div 51,843 \text{ ㎡} \times 100 = \text{約 } 70.9\%$						
緑被率	25.2%						

注 1. S 造：鉄骨造

2. R C 造：鉄筋コンクリート造

3. C B 造：コンクリートブロック造

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、油清浄機（S J）及び産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等の建替事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.052ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.042mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.133ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質は0.041mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.046ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.044mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地が所在する川崎区内の自動車排出ガス測定局の一部で、二酸化窒素の環境基準が達成されていないことから、条例

準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## イ 土壌汚染

工事の実施に当たっては、土地を掘削する等の形質変更を行う際は、事前に土壌汚染調査（深度調査）及び地下水調査を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に従い、適切に対策を行うことから、周辺地域の環境に対する影響はないとしている。さらに、工事期間中に発生する濁水排水の処理は、計画地内では行わず、ノッチタンクに貯留し、適宜性状を確認の上、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な処理対策については、市関係部署と協議すること。

## ウ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本事業における主要な植栽予定樹種は、計画地の生育環境に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 2,071 m<sup>3</sup>と予測している。さらに、樹木の維持管理計画を定め、適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

### (イ) 緑の量

本事業では、既存緑地を保全するとともに、新たな緑化を行うことにより、緑被率は 25.2%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回ると予測している。また、全体の緑の構成は「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、高木、中木、低木を適切に組み合わせた植栽を行うなどの環境保全のため

の措置を講ずることから、緑の適切な保全及び回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

## エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

### (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 75.0 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 71.2 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を超過するが、現況において既に環境保全目標を超過しており、工事用車両の走行による増加分は 0.1 デシベルと予測している。これに対し、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、空気圧縮機、旋盤等の稼働に伴う騒音レベルの敷地境界における最大値は 53.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は、工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、工事用車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

### (イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は 62.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設



機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において 51.2 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、空気圧縮機、旋盤等の稼働に伴う振動レベルの敷地境界における最大値は 44.4 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

## オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

### (ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら 15,976 トン、金属くず 2,801 トン、アスファルトコンクリートがら 797 トン等で、このうち約 93%を再資源化すると予測している。これらについては、分別排出を徹底し、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し、産業廃棄物管理票を使用して処理することから、適正に処理されるとしている。また、建築物から除去した吹付けアスベストは、特別管理産業廃棄物として「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に従い、適切に処理されるとしている。さらに、発生抑制策として、再使用型の工事用資材を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

### (イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 20,880 m<sup>3</sup>と予測し、そのうち約

9,060 m<sup>3</sup>については、場内の埋戻し土として再利用に努め、それ以外は、処分先を指定して、建設副産物適正処理推進要綱等に基づき、適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷崩れや飛散等が生じないように、荷台カバーの使用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## カ 景 観

本事業の実施に伴い、現在の工場が撤去され、新たな計画建築物（工場等）が出現するが、現状においても、臨海部の工場地帯の景観となっており、主要な景観構成要素の改変の程度は小さく、地域景観の特性への変化は少ないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画建築物は建替しない事務所等と比較しても高い建築物とはならず、ほとんど変化はみられないと予測している。さらに、計画建築物の色彩は、川崎市景観計画の海のゾーンにふさわしい調和がとれた色彩を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

## キ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.454～0.517及び交通混雑度は0.29～0.56で、交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両ルートは指定通学路ではないものの、歩車分離がなされていない区間及び信号機のない横断歩道がある

ことから、歩行者の安全への配慮が必要であると予測している。これに対し、工事用車両の交通経路を指定し、運転者に対して歩行者の横断等に配慮させる等、交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートである市道田辺新田1号線から田辺新田交差点に進入する際に、断続的に渋滞が発生していること、歩行者の安全への配慮が必要であると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事に当たっては、事前に計画地周辺の関係者に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

#### ク 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本事業では、危険物及び化学物質を取り扱うことから、関係法令に基づき取り扱い、保管・管理について万全な安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立することから、事故防止及び安全対策が確保されるとしている。さらに、安全確保のための組織体制を整備するとともに、従業員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

#### ケ 温室効果ガス

本事業における二酸化炭素排出量は年間2,123トンで、太陽光発電システムの導入やLED照明の採用により二酸化炭素排出量は年間107トン、約4.8%削減されると予測している。さらに、工場内照明は一律ではなく、場所に応じた必要最小照度とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、地球温暖化対策については、川崎市

地球温暖化対策推進基本計画に基づき各主体の取組が求められていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成22年10月22日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
10月29日	条例準備書公告、縦覧開始
12月13日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
12月28日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付